

平成 18 年 12 月 23 日

財) 財務会計基準機構 御中

電気事業連合会
業務部 大元峰司

■会計基準

第 7 (2) ~ 四半期損益計算書の開示対象期間 ~ ならびに
第 68 ~ 年度の報告書における第 4 四半期の財務情報の開示 ~ について

3 か月情報の開示については、これに期間対応する四半期配当制度を採用していない場合は省略可能とし、企業に選択の余地を設けられたい。

これに併せて、年度の報告書における各四半期別の企業業績の要約開示についても同様の取扱いとし、特に第 4 四半期の財務情報は、結果的に年度の財務諸表と同時に第 4 四半期財務諸表の作成が伴うこととなるため、事務負担を考慮し、個々の企業における市場ニーズを踏まえた任意の開示事項とされたい。

(理由)

- ▶ 会社法における臨時計算書類では、期首からの累計と法定されており、その上で 3 か月情報を開示することは、常に累計情報と二つの計数を作成し、二重の労力を掛け調査・分析を行うもので、監査の立場においても同様である。また、多くの企業にとってはシステムの改修負担を伴うものでもある。
- ▶ 結論の背景に「証券アナリストにおいても、担当業種によっては、開示ニーズが多少異なっている」とあるように、電力事業における収益動向の変化点は季節的変動によるところが大きく、年間の業績見通しの進捗度を示す累計情報以外に開示する 3 か月情報は意味を成さない。
- ▶ 各四半期会計期間の変動が大きな業種にあつては同様の懸念があり、近年大幅に増えつつある専門的知識を有しない個人投資家にとっては、かえって混乱を来すような情報とならないか見極めが必要である。従って、以上のような懸念を有する情報が、冒頭のコスト負担に見合う情報かどうかは、個々の企業の判断に委ねる余地が必要である。
- ▶ 一方で、会社法の施行により四半期配当の道が拓け、各四半期の 3 か月間の業績を踏まえ利益配分を行う企業も現れており、このような企業ならびにその株主にとっては、3 か月情報の開示が非常に有用であることは言うまでもないが、一部においては株主からその採用を支持されないケースも見受けられ、未だ年度の配当のみ実施する企業が多数を占めているのが現状である。
- ▶ なお、四半期配当制度の採用有無を省略の条件としたのは、前述の各四半期会計期間の変動が大きな業種においては、そのことが四半期配当制度の採用の阻害要因となりうること、反対に、四半期配当制度を採用している企業とその株主については、当然 3 か月情報に対して相応の意識を持っていることが考えられることから、合理的な判断基準として適当と考えたためである。

■注記（リース取引関係）

リース取引は、注記の対象から外すべきである。

（理由）

- 新リース会計基準によりファイナンス・リース取引は個々のリース資産に重要性がないと認められる場合を除き資産計上が行われるため、経過措置として過去から賃貸借に準ずる処理を採用している取引のみが注記の対象となると考えられる。しかし、このような取引に今後著しい変動が起こる見込みは殆どなく、注記を省略したとしても財務諸表利用者の判断を誤らせるとは到底考えられない。いたずらに事務的負担をかけるだけであり、その効果はない。したがって、リース取引については四半期財務諸表における注記の対象外とすべきである。

■会計基準

第 12 ～ 原価差異の繰り延べ処理

標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる。

（確認事項）

- 原価計算期間末までに原価差異がほぼ解消される見込みがあるのであれば、すべてが季節的な変動といえると思われるがそのような理解で間違いはないか。厳密に基準を解釈すると「季節的な変動」かつ「原価差額の解消」とされているため、期末までに解消が見込まれていても、季節的な変動を説明しないと繰り延べ処理ができないことになってしまう。
- 「季節的な変動」の意味が「每期決まった季節に定期的に発生する変動」という意味だとすると、「每期決まった季節には発生しないが、年度末には解消される見込みの原価差額」は繰延処理の対象とはならないため原価差異を配賦することになり、その結果、売上高と売上原価の対応関係が適切に表示されないことになり、利害関係者に誤った意思決定をさせる可能性があることになる。したがって、ここでいう「季節的な変動」とは当年度末までに解消される見込みの原価差異のことを指しているとの解釈でよいか確認したい。

以上